

添 付 資 料

添付資料目次

1	港湾関係直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領（抜粋）	1
2	港湾工事等潜水作業従事者配置要領	2
3	港湾工事等海上起重作業船団長配置要領	4
4	アルカリ骨材反応抑制対策について	6

1 港湾関係直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領（抜粋）

平成12年3月24日 港建第97号

3. 過積載防止対策として実施する事項

(2) 現場説明の充実

過積載防止に関する指導事項を徹底させるため、現場説明においては過積載に関する別表に示す事項を読み上げる等、指名業者に対し確実に周知を図る。

(3) 請負業者への指導の徹底

① 施工計画書への記載の確認

現場説明時の指導事項に関する請負業者の対策が、施工計画書に記載されているか確認する。なお、記載されていない場合は、記載するよう指導する。

別 表 現場説明時における指導事項

- | |
|--|
| 一 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。 |
| 二 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。 |
| 三 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。 |
| 四 さし枠の装置又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。 |
| 五 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別処置法」（以下法という）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等の加入者の使用を促進すること。 |
| 六 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。 |
| 七 一から六のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。 |

2 港湾工事等潜水作業従事者配置要領

平成19年3月30日 国港建第249号

1. 目 的

この要領は、港湾及び港湾海岸に係る潜水作業を伴う請負工事における潜水作業に従事する者(以下「潜水士」という。)の適正な配置を定めることにより、安全な潜水作業と的確な施工を確保することを目的とする。

2. 定 義

(1) この要領において「港湾潜水技士」とは、社団法人日本潜水協会の行う港湾潜水技士認定試験に合格した潜水士を総称し、「一級港湾潜水技士」、「二級港湾潜水技士」、「三級港湾潜水技士」とは、それぞれ一級、二級及び三級港湾潜水技士認定試験の認定者をいう。

(2) この要領において「無級者」とは、前項の港湾潜水技士以外の潜水士をいう。

3. 港湾潜水技士及び無級者の潜水作業

(1) 港湾潜水技士は、潜水作業に単独で従事できる。

(2) 無級者は、一級港湾潜水技士又は二級港湾潜水技士の指揮のもとでなければ潜水作業に従事することができない。ただし、作業経歴書を監督職員に提出し、三級港湾潜水技士と同等以上の能力を有する者として承諾を得た者にあつては、この限りでない。

4. 潜水作業指揮者及び潜水作業管理者の配置と業務

請負者は、別表に示す作業区分毎に次の基準により潜水作業指揮者(以下「指揮者」という。)及び潜水作業管理者(以下「管理者」という。)を配置するものとする。

(1) 2名以上の者が共同で潜水作業を行う場合には、当該作業に従事する一級港湾潜水技士又は二級港湾潜水技士(作業経歴書を監督職員に提出し、二級港湾潜水技士と同等以上の能力を有するものとして承諾を得た者を含む。)の中から、共同で行う単位ごとに指揮者として1名以上配置するものとする。

(2) 指揮者は、次の業務を行うものとする。

イ. 作業方法の決定、潜水士等の配置及び潜水作業の指揮

ロ. 潜水士等に対する指導又は監督

ハ. 異常時等における措置

ニ. 他の作業関係者との連絡(管理者を配置しない場合)

ホ. 合図者の指名

ヘ. 合図の統一

(3) 3名以上の者が共同で潜水作業を行う場合には、当該作業に従事する一級港湾潜水技士(作業経歴書を監督職員に提出し、一級港湾潜水技士と同等以上の能力を有する者として承諾を得た者を含む)の中から、管理者として1名を配置するものとする。

(4) 管理者は、次の業務を行うものとする。

- イ．潜水作業全般の統括業務と管理
- ロ．指揮者及び潜水土等に対する指導
- ハ．潜水作業全般の安全管理
- 二．他の作業関係者との連絡・調整

(5) 指揮者数、有資格者数については、本要領による他、作業内容等に応じ適切に配置するものとする。

5. 実施体制の表示

請負者は、別表に示す作業区分毎にそれぞれ潜水土の氏名及び指揮者、管理者の配置状況を施工計画書に記載するものとする。

これに変更が生じたときは、すみやかに書面により監督職員にその旨を届け出るものとする。

6. 資格証書等の携行

請負者は、潜水土に対し、その者が港湾潜水技士であること又は港湾潜水技士と同等以上の能力を有する者として承諾を得た者であることを証する書面を常に携行させるものとする。

(別 表)

作 業 区 分	
1. 構造物基礎	6. 水中鉋打
2. 構造物設置据付	7. 水中探査
3. 水中コンクリート	8. 水中調査測量
4. 水中掘削	9. その他
5. 水中溶接溶断	(前記に属さない作業)

注) 上記作業区分において、この要領に定める資格以外の資格を必要とする場合にあつては、当該資格を有していなければならない。

3 港湾工事等海上起重作業船団長配置要領

平成13年3月30日国港建第 96号
一部改正 平成25年3月25日国港技第117号

1. 目的

この要領は、港湾及び港湾海岸に係る海上起重作業を伴う請負工事において、海上起重作業船団を指揮・監督等する者(以下「船団長」という。)に適正な技術者を配置することにより、海上起重作業の安全と円滑な施工を確保することを目的とする。

2. 船団長の業務

船団長は、次の業務を行うものをいう。

- 1) 作業船団の作業方法の検討
- 2) 海上起重作業の指揮、監督
- 3) 作業船団に係る施工管理、安全管理に対する指揮、監督
- 4) 作業船団内の作業従事者に対する指導又は監督
- 5) 現場代理人等との連絡調整
- 6) 他の作業関係者との連絡調整

3. 船団長の配置

受注者は、別表に示す海上起重作業船団の船団長には、10年以上の乗船実務経験と3年以上の指揮・監督経験を有する者、もしくはこれと同等以上の能力を有する者として監督職員の承諾を得た者を配置するものとする。

なお、建設業法施行規則に基づく登録海上起重基幹技能者については、上記実務経験を有する者とみなす。

4. 実施体制の表示

請負者は、別表に示す海上起重作業船団毎に、船団長に配置する者の氏名を施工計画書に記載するものとする。

5. 資格証書等の携行

受注者は、海上起重作業船団に配置した船団長に対し、その者が船団長としての能力を有する者として承諾を得た者であることを証する書面を常に携行させるものとする。

(別表)

海上起重作業船団

船団名	船団構成 本 船	付 属 船				
		引 船	揚 錨 船	土 運 船	台 船	ガ ッ ト 船
1. 起重機船団	起重機船又はクレーン台船	○	○		○	
2. グラブ浚渫船団	グラブ船	○	○	○		
3. 杭打船団	杭打船	○	○		○	
4. サンドコンパクション船団	サンドコンパクション船	○	○			○
5. サンドドレーン船団	サンドドレーン船	○	○			○
6. 深層混合処理船団	深層混合処理船	○	○			
7. ケーソン製作作業船団	ケーソン製作作業船	○	○			
8. コンクリートミキサー船団	コンクリートミキサー船	○	○			○
9. バックホウ及びディッパ-浚渫船団	バックホウ及びディッパ-船	○	○	○		
10. 揚土船団	揚土船	○	○	○		

4 アルカリ骨材反応抑制対策について

平成14年7月31日

国官技第112号

国港環第 35号

国空建第 78号

(別紙)

アルカリ骨材反応抑制対策（土木・建築共通）

1. 適用範囲

国土交通省が建設する構造物に使用されるコンクリートおよびコンクリート工場製品に適用する。ただし、仮設構造物のように長期の耐久性を期待しなくともよいものは除く。

2. 抑制対策

構造物に使用するコンクリートは、アルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。なお、土木構造物については2.1、2.2を優先する。

2.1 コンクリート中のアルカリ総量の抑制

アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1 m³に含まれるアルカリ総量をNa₂O換算で3.0kg以下にする。

2.2 抑制効果のある混合セメント等の使用

JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント〔B種またはC種〕あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント〔B種またはC種〕、もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。

2.3 安全と認められる骨材の使用

骨材のアルカリシリカ反応性試験（化学法またはモルタルバー法）の結果で無害と確認された骨材を使用する。

なお、海水または潮風の影響を受ける地域において、アルカリ骨材反応による損傷が構造物の安全性に重大な影響を及ぼすと考えられる場合（2.3の対策をとったものは除く）には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置を講ずることが望ましい。

注）試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）またはJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法

（化学法）」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）またはJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）」による。